第２弾 江差町事業継続支援緊急給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中、感染防止対策に取り組みながら、前向きに事業継続に取り組む町内の中小企業者の皆さんに、緊急的に給付金を支給します。

【対象となる業種（日本標準産業分類）】

製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、サービス業のうち廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業

【対象要件】

令和３年４月１日時点で江差町内で事業活動を行っている中小企業者で次の要件を満たす者

・法人にあっては、江差町内に本店所在地の登記を行っている事業者（製造業、運輸業・郵便業については、この限りではない）
・個人事業主にあっては、江差町内に事業所や店舗を有する事業者
・前年または前々年の事業収入（※各種給付金、協力金、助成金等を除く）が６０万円以上の事業者
・令和３年３月～９月の任意の連続する三か月の事業収入が、前年または前々年の同期比で１０％以上減少している事業者（※事業収入には各種給付金、協力金、助成金は含めません）
・自主的に感染拡大防止対策を講じている事業者

※暴力団、暴力団員とかかわりがある事業者は対象となりません。
※財団法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人等は対象となりません。

【支給額】

	支給額
令和３年１月以降に開業または法人設立した事業者	１０万円
事業収入が 60 万円以上 180 万円未満の事業者	
事業収入が 180 万円以上の事業者	２０万円

【申請書類等】

①交付申請書（様式第１号）
②誓約書（様式第２号）
③前年または前々年の確定申告書類の写し
④対象期間の事業収入がわかるもの（売上台帳等）
⑤対象期間の前年または前年同期の事業収入がわかるもの（確定申告書や売上台帳等）
⑥振込先の口座通帳の写し

【申請手続き】

◇申請期間　令和３年６月２３日（水）～令和３年１１月３０日（火）
◇申請時間　午前９時～午後５時まで
◇申請場所　江差町役場産業振興課（庁舎２階）
◇必要なもの　申請書類①～⑥及び印鑑

様式第１号、様式第２号については、江差町役場及び江差商工会にて配布するほか、江差町のホームページからもダウンロードできます。

※江差商工会の会員におかれましては、商工会にて申請のサポートを行いますので、商工会に相談ください。また、町内の税理士事務所でもサポートを行う場合があります。

【お問い合わせ先】 江差町役場産業振興課商工係　TEL　0139-52-6717